

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第19条第5項に基づき、「第三期次世代育成支援行動計画」について、平成30年度中（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）に実施した取組状況を公表するもの

## 1 主な取組

### (1) 男性職員に対する子育てを目的とした休暇取得の促進

男性職員に対し、子供の出産、子育て期における「親子の時間」を大切にするとともに、出産後の配偶者をサポートするため、休暇制度を周知徹底するなど、子育て目的の休暇取得を促進した結果、配偶者出産休暇取得率が60.6%、男性職員の育児参加休暇取得率が32.2%と取得率がそれぞれ上昇した。

### (2) 男性職員の育児休業の取得奨励

男性職員に対する育児休業に関する制度の周知や男性職員も育児休業を取得しやすい環境づくりを推進し結果、警察署に勤務する男性警察官2名が育児休業を取得した。

### (3) 年次有給休暇の取得奨励

各所属における年次有給休暇の計画的取得を推進した結果、職員一人当たりの平均取得日数が10.9日（平成30年中）となり、前年に引き続き目標に掲げる8日を上回った。

### (4) 子供と触れ合う機会の充実

警察署の庁舎見学や110番センターの見学などを受け入れ、地域の子供たちに社会学習の機会を提供した。

また、職員が働きやすい職場環境づくりに向けた取組の一環として、職員家族を対象とした職場見学会を開催した。

## 2 各種制度の運用状況（前年同期比）

(1) 配偶者出産休暇取得率	60.8% (+6.3P)
(2) 男性職員の育児参加休暇取得率	32.2% (+8.0P)
(3) 男性職員の育児休業取得率	1.1% (+1.1P)
(4) 女性職員の育児休業取得率	94.7% (-5.3P)
(5) 年次有給休暇取得日数	10.9日 (+1.4日)

## 3 今後の取組

引き続き、各種育児支援制度について全職員への周知・浸透を図るとともに、業務の合理化・実質化、業務負担の平準化等の取組を推進し、職員が必要なときに休暇を取得できる職場環境を整備するなど、仕事と子育ての両立を支援していく。